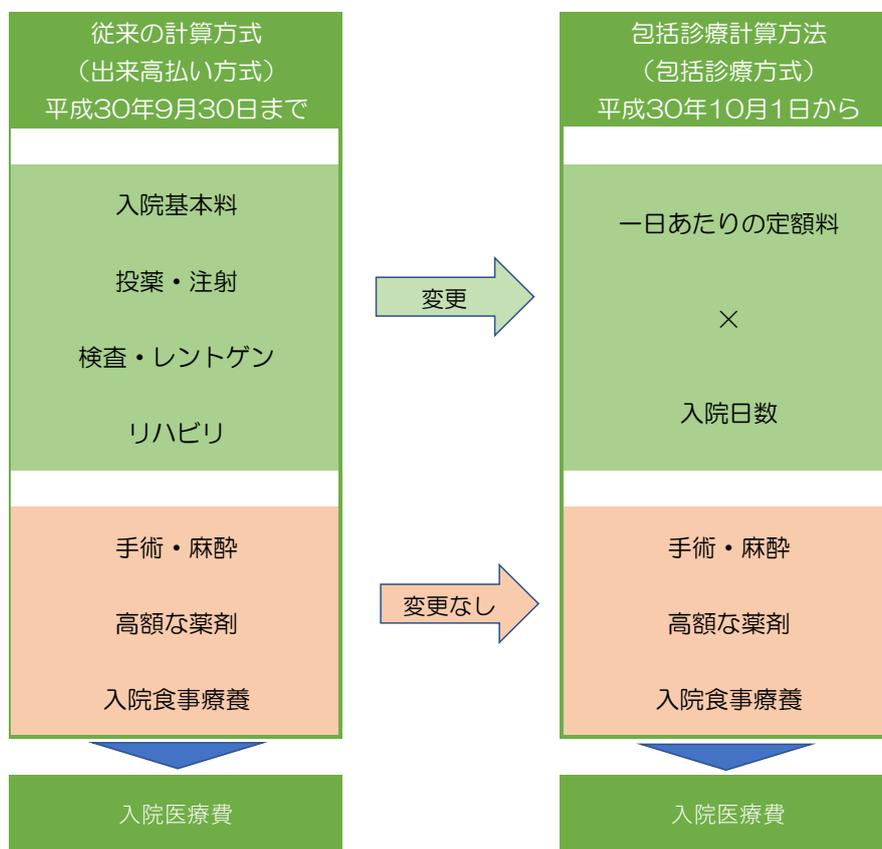


入院医療費算定方式変更のお知らせ

平成30年10月1日より入院医療費の算定方式が包括診療方式に変わります。包括診療方式とは、入院費の中に入院基本料・投薬・注射・処置・検査・レントゲン・リハビリの費用が含まれ（手術や一部の高額な薬剤は対象外）定額となります。



- 医療費の支払いについて、従来通り変わりません。
- 差額室料のある部屋は、別途室料がかかります。
- 高額療養費や負担限度額等の負担上限は従来通り、他の病棟と変わりません。